

釧路市エゾシカ森林被害防止強化対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は林業の振興を推進するため、エゾシカ等の鳥獣害による樹皮の食害や幼木の枝葉折損の被害対策を実施する者に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、釧路市林業振興条例（平成17年10月11日付釧路市条例第183号。以下「条例」という。）、釧路市林業振興条例施行規則（平成17年10月11日規則202号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 エゾシカ森林被害防止強化対策事業補助金（以下「本補助金」）は、造林木の食害や剥皮等の被害防止を図るため、エゾシカ被害対策に係る森林所有者等の負担軽減を図り、もって本市林業の振興に資することを目的とする。

(補助対象経費、補助対象者、補助率)

第3条 本補助金の補助対象経費、補助対象者、補助率は、次のとおりとする。なお、補助対象経費は消費税及び地方消費税を除いた額とする。

(1) エゾシカ侵入防止柵維持管理支援事業

補助対象経費	補助対象者	補助率
森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日13林整整第885号林野庁長官通知。）等に基づき実施した、鳥獣害防止施設等整備（エゾシカ侵入防止柵）の維持管理に要する経費とする。ただし、森林環境保全整備事業補助金受領年度の翌年度から最大5年間を対象とする。（補助対象経費の詳細については、別に定める。）	森林所有者、森林組合、森林経営計画の認定を受けた者。	エゾシカ侵入防止柵 1m当たり63円を上限とする。 ただし、実行経費が上限額を下回る場合は、実行経費の額を上限とする。

(2) 森林内における獣害防止対策資材費等支援事業

補助対象経費	補助対象者	補助率
樹皮被害防止対策のための資材に要する経費とする。（補助対象経費の詳細については、別に定める。）	森林所有者、森林組合、森林経営計画の認定を受けた者。	対象経費の2分の1以内とする。ただし、国又は道の補助を受けた場合は、補助残額（自己負担額）の4分の1以内とする。 （上限 3,000,000円）

(実施計画)

第4条 事業を実施しようとする者は、事業計画書（別記第1-1または1-2号様式）を市長に提出するものとする。

(配分通知)

第5条 市長は、別記第1号様式の事業計画書の提出があった場合は、予算の範囲内で配分を行い、配分通知を行う。

(補助金交付申請)

第6条 事業主体は、原則として事業の終了後、速やかに補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 事業主体は、補助金の交付申請及び受領について第三者に委任することができる。委任を受けた者は、市長に対して前号に定める書類に委任状を添付して補助金の交付申請を行う。
- 3 補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績書(第2号様式)
- (2) 事業決算書(第3号様式)
- (3) 事業実績書(別記第2-1または2-2号様式)
- (4) 点検・資材記録表(別記第3-1または3-2号様式)
- (5) 位置図
- (6) 実測図又は森林計画図
- (7) 事業写真(着手前、着手状況、着手後)
- (8) 施工費(請負費)又は資材費の見積書等
- (9) 実行経費を示す書類(エゾシカ侵入防止柵維持管理支援事業に限る)
- (10) 使用した資材の種類及び使用量を確認できる書類、及び当該資材費の領収書等
- (11) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 市長は、前条に定める書類が提出されたときは、規則第4条の規定による報告がされたものとみなす。

(竣工検査)

第8条 市長は、申請内容について審査を行い、第4号様式の検査調書を作成する。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、第6条に定める補助金交付申請の適否について、申請者へ通知する。

(補助金の返還等)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途へ転用(補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し、または賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む)する行為又は補助事業施行地上の立木の全面伐採除去を行う行為(森林作業道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く)その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ市長にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければならないものとする。ただし、公用、公共用および天災地変その他、やむを得ない事由による場合は、補助金相当額の返還の減免について市長と協議することができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。